

監 第 1029-3 号
検 第 972-3 号
令和 5 年 2 月 28 日

茨城県建設産業団体連合会長

殿

茨城県土木部長

「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価
について」の運用に係る特例措置について（通知）

このことについて、令和 5 年 2 月 14 日付け国不入企第 41 号により、国土交通省不動産・建設経済局長から、本特例措置等の適切な運用に努めるよう要請があったところです。

これを踏まえ、茨城県土木部においても、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、国の特例措置に準じ下記のとおり適用することとしました。

貴団体におかれましても、所属する建設企業に対して本取扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合には、元請企業と下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう、周知徹底方お願いいたします。

記

- 1 対象工事 ①令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事及び委託のうち、旧労務単価及び技術者単価を適用して予定価格を算定しているもの。
②令和 5 年 2 月 28 日以前に契約を行う、余裕期間を設定する工事のうち、令和 5 年 3 月 1 日以降に工期の始期日を設定しているもの。
- 2 請負代金額（業務委託料）の変更
変更後の請負代金額（業務委託料）については、次の方式により算出する。
変更後の請負代金額（業務委託料）＝ $P_{新} \times k$
※ $P_{新}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格
 k ：当初契約の落札率
(実際の手続きについては、発注課所に確認願います。)
- 3 請求期限 令和 5 年 6 月 30 日（金）